

岩手県告示第86号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年2月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
板川	一関市厳美町（別紙図面のとおり。）	地すべり
山谷	〃	〃
山口	〃	〃
小河原	〃	〃
八幡沢	〃	〃
槻木平	〃	〃
上大桑	一関市萩荘（別紙図面のとおり。）	〃
中大桑	〃	〃
本郷	〃	〃
宮沢	一関市真柴（別紙図面のとおり。）	〃
柳沢（1）	〃	〃
柳沢（2）	〃	〃
鬼死骸	〃	〃
八幡	〃	〃
福泉	一関市赤荻（別紙図面のとおり。）	〃
山口	〃	〃
蘭梅	一関市蘭梅町（別紙図面のとおり。）	〃
中里	一関市中里（別紙図面のとおり。）	〃
須釜	一関市花泉町日形（別紙図面のとおり。）	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び県南広域振興局土木部一関土木センター並びに一関市役所に備えておいて縦覧に供する。